提供を望まない方は除外申請の手続きを
自衛隊へ募集に係る対象者情報を提供します

町では、市町村の法定受託事務である自衛官などの募集に関し、広報誌に掲載するとともに、法令に基づき、募集対象者の「氏名」や「住所」などの情報を提供しています。提供を望まない方は、除外申請を受け付けています。詳細は次の内容をご確認ください。

○情報提供の根拠

自衛官等募集事務については、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法第97条第１項で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定され、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

また、令和３年２月５日付け防衛省・総務省連名通知にて、自衛官および自衛官候補生の募集に関して必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の問題を生じないとされています。

○個人情報保護法との関係

個人情報保護法第69条第１項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しています。本件については、法令(自衛隊法施行令第120条)に基づき提供しようとするものであり、法律に基づく適正な情報提供です(提供にあたって、本人の同意は必要とされていません)。

○自衛隊への情報を希望されない方へ(除外申請の受付)

自衛官募集のパンフレット送付のため、対象となる住民の「４情報(氏名、生年月日、性別、住所)」を住民基本台帳から抽出し、自衛隊に提供します。上記の提供した情報はパンフレット送付にのみ使用され、自衛隊で記録されることはありません。

本件が、法令等の根拠に基づく提供であることは上記のとおりですが、自衛隊にご自身の個人情報の提供を望まない(パンフレットの送付を希望されない)方については、除外申請の手続きをしていただくことにより、自衛隊へ提供する情報から除外します。

◇対象者
- ・平成17年４月２日～平成18年４月１日、平成21年４月２日～平成22年４月１日生まれの男女
- ・平成24年４月２日～平成25年４月１日生まれの男子

※いずれも日本人住民のみ

◇提供する情報

氏名、生年月日、性別、住所

◇対象者情報の提供時期

来年２月中旬頃

◇申請の締め切り

来年１月31日(日)まで(当日消印有効)

◇申請方法

①役場民生課の窓口へ持参、②郵送

◇提出書類

①対象者本人が申請する場合
1. 除外申請書
2. 対象者の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・資格確認書等)

②対象者の法定代理人が申請する場合
1. 除外申請書
2. 対象者の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・資格確認書等)
3. 法定代理人の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・資格確認書等)
4. 対象者本人と法定代理人が同一世帯でない場合は、対象者本人との関係が分かる書類(戸籍謄本等)

③法定代理人以外の代理人が申請する場合
1. 除外申請書
2. 対象者の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・資格確認書等)
3. 代理人の本人確認書類(個人番号カード・運転免許証・資格確認書等)
4. 対象者本人からの委任状

▼お問い合わせは、役場民生課戸籍係(０１３７２－７－５２９０)へ。